

そのワイヤレス機器、電波トラブル起こしてるかも！？

—総務省九州総合通信局からのお知らせです—

電波は警察、消防・救急、放送、携帯電話など社会のライフラインに使われています。

電波の不正利用は社会生活に混乱を招く恐れがあります。電波の不正利用は電波法違反で罰せられます。電波はルールを守って正しく使いましょう。

— 電波のことなら九州総合通信局へ —

九州総合通信局 <https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>


○不法無線局、混信・妨害……TEL:096-312-8253

○受信障害(テレビ・ラジオ)……TEL:096-326-7873

○電波利用料……TEL:096-326-7843

○その他行政相談……TEL:096-326-7819

【電波の3つのルール】

- ①無線機器の使用の際は技適マーク  の確認を
- ②外国規格の無線機器にはご注意ください
- ③電波の利用には、原則免許が必要です